

令和3年度観光デジタルプロモーション業務仕様書

1. 業務の目的

長崎県観光連盟（以下、「当連盟」という。）が保有する観光動画素材や観光サイト「ながさき旅ネット」などのオウンドメディアを最大限活用し、旅行意欲の高い一般生活者に絞り込んだデジタルプロモーションを実施し、本県への来訪意欲を高めることで、新型コロナウイルス感染拡大の影響により減少した旅行需要の回復を図ることを目的としている。

2. 事業期間

契約締結日から令和4年1月31日までとする。

3. 実施業務

○デジタルプロモーションを実施するための基本的な考え方

- ・エリアターゲットは福岡都市圏を中心とした九州域内（特に鹿児島、熊本、佐賀、長崎）
- ・ターゲット層は旅行好きな人
- ・プロモーションの期間は令和3年9月頃から12月20日までを想定

(1) 既存コンテンツを活用したデジタルプロモーション

①動画を活用した展開

- ・動画「長崎で、心呼吸。」 <https://www.nagasaki-tabinet.com/shinkokyu/>
- ・動画「好奇心の島々へ。」 <https://www.nagasaki-tabinet.com/static/specialmovie/>など

②観光サイト「ながさき旅ネット」の活用

(2) 新規コンテンツを活用したデジタルプロモーション

当連盟は、夏頃までに「#ナガサキタビブ」を発足させる予定。「#ナガサキタビブ」の部活メンバー（外部ライターを募集予定）が制作した多様な記事コンテンツを活用したデジタルプロモーションを実施すること。

(3) 当連盟が運営する公式Instagramの媒体力の強化

- ・フォロワー数を増やすための施策を実施すること。
- ・6月30日時点のフォロワー数1,929を令和4年1月31日までにフォロワー数10,000を目指す施策を講じること。

(4) 定期的な報告会の実施

- ・PDCAを効率的、効果的にまわすために、プロモーション等の実施状況については、10日に1度程度メールで報告すること。また、月に1回程度Web会議を開催すること。

(5) 効果測定と報告

- ・デジタルプロモーションを実施する前と後で、ターゲットとする一般生活者がSNSなどでどのような情報の拡散があったか、または、どのような動態変化があったかなど調査・分析を実施し、施策効果の「見える化」を測ること

(6) 委託金額の配分の目安について

- ・宣伝資材に係わる事項は委託金額の約1割程度を目安とする。
- ・デジタルプロモーション等に係る事項は委託金額の約7割程度を目安とする。
- ・事業の効果測定及び分析・報告に係る事項は委託金額の約2割程度を目安とする。

4. 運営管理

- ①受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、委託者への状況報告等）を徹底すること。
- ②運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法等を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて円滑且つ確実に事業を推進できる能力を有すること。
- ③本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、委託者の承認を得た上で、これを実施すること。

5. 成果品の提出

- ①業務完了後、デジタルプロモーションの実績やプロモーション効果を検証した報告などをとりまとめた「業務完了報告書」及びこのデータを格納した電子媒体を1部提出すること。
- ②活用した宣伝資材のデータを格納した電子媒体を1部提出

6. 予算額 12,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7. 成果物の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果品（映像、画像を含むの著作権、所有権、利用権は、無償で長崎県観光連盟に帰属するよう整理すること。また、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする）。
- (2) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (3) 秘密保持
 - ①本業務に関し、受託者から長崎県観光連盟に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
 - ②本業務に関し、受託者が長崎県観光連盟から受領又は閲覧した資料等は、長崎県観光連盟の了解無く公表又は使用できない。
 - ③受託者は、本業務で知り得た長崎県観光連盟、長崎県及び事業者等の業務上の秘密を保持すること。契約期間終了後も同様とする。

8. 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

9. 再委託

本事業の再委託については承諾するが、事前に書面にて、再委託先の業務内容、再委託先の概要及び体制と責任者を報告すること。但し、事業を推進するための打合せ窓口は代表受託者とする。

10. その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。